

<今号の内容>

1. 子ども・子育て支援新制度に係る財源について
～子ども・子育て会議（第 21 回）、基準検討部会（第 25 回）合同会議～
2. 公定価格単価表（案）が示される
～子ども・子育て会議（第 22 回）、基準検討部会（第 26 回）合同会議～
3. 技能実習への介護分野を追加する場合の要件、留学生の介護福祉士資格取得後の在留資格の付与について取りまとめ
～厚生労働省 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「中間まとめ」～
4. 「地域医療介護総合確保基金」を充てて実施する事業について（介護分）
事業量調査実施中

1. 子ども・子育て支援新制度に係る財源について
～子ども・子育て会議（第 21 回）、基準検討部会（第 25 回）合同会議～

1 月 22 日、子ども・子育て会議（第 21 回）、基準検討部会（第 25 回）合同会議が開催され、

- (1) 平成 27 年度予算案について
- (2) 公定価格について
- (3) 地域子ども・子育て支援事業について

を議題として議論が行われた。

冒頭、出席した有村治子内閣府特命担当大臣から、平成 27 年度予算案が閣議決定されたことを受け、「財源確保について、量の拡充だけではなく、質の改善をすべて実施する予算（5,127 億円）も初年度から確保できた。年金・介護・医療などあらゆる分野で限られた財源を分配しなくてはいけないなかで、子ども・子育てに財源が優先的にあてられたということは、子育て支援は国を挙げて取りくむべき最優先課題として国民の支持を得たものと理解している。これから更に数年にわたって 1 兆円を超える財源を確保していかななくてはならない。関係者が大同団結して取り組むことが求められるので、引き続きよろしくお願ひしたい。」と挨拶があった。

その後、事務局から資料に沿って説明が行われた。

（当日資料は、以下の内閣府ホームページに掲載されている）

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_21/index.html

(1) 平成 27 年度予算案について

最初に、「これまで 0.7 兆円とされてきた質の改善に必要な予算額は、H29 年度を想定した数字であり、平成 27 年度時点では、『0.7 兆円の範囲で実施する』とされていた質の改善の内容は 0.5 兆円で実施可能である」といった旨が説明された。

また、子ども・子育て支援のための基本的な政策の所管について、平成 27 年度からは、内閣府に「子ども・子育て本部」を設置し、そこを中心とした体制へ移行することが示された。ただし、児童福祉法に基づく事務（保育所等に係る基準、指導監督など）については引き続き厚生労働省が、学校教育法や私立学校振興助成法に基づく事務については文部科学省がそれぞれ所管する。さらに、児童養護施設の職員処遇の改善についても厚生労働省の予算の中で実施されることとなった。

(2) 公定価格について

5 月末に示された公定価格をベースに、

- ①2 つの施設が合併し、園長が 2 人になる新幼保連携型認定こども園における園長の人件費については、2 人分給付される経過措置（最長 5 年間）を設ける。
- ②少人数の 1 号定員を設定する認定こども園について、1 号認定固有の加算を設ける。
- ③大規模園が利用定員の算定上限により加配を受けられず減収となることを避けるため、定員規模の算定上限数を変更する。

などの方針が示されたほか、国家公務員給与改定に伴い、処遇改善加算とは別に、これまでの公定価格から更に約 3% 上乗せする考え方が示された。

(3) 地域子ども・子育て支援事業について

地域子ども・子育て支援事業の概要が資料に沿って説明された。地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援交付金」を設け、推進を図ることとしており、子ども・子育て支援に係る細部の支援を目的に、以下の 13 の事業が実施される。

- ・市町村は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。(子ども・子育て支援法第59条)
- ・国又都道府県は同法に基づき、事業を実施するために必要な費用に充てるため、交付金を交付することができる。
- ・費用負担割合は国・都道府県・市町村それぞれ1/3(妊婦健診については交付税措置)

①利用者支援事業【一部新規】

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用に当たっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業

②地域子育て支援拠点事業

家庭や地域における子育て機能の低下や、子育て中の親の孤独感や負担感の増大等に対応するため、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を行う事業

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

⑤・養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより把握した、保護者の養育を支援することが特に必要と判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する相談支援や育児・家事援助などを行う事業

・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業

⑥子育て短期支援事業

母子家庭等が安心して子育てしながら働くことができる環境を整備するため、一定の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設等で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライトステイ)事業

⑦子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

⑧一時預かり事業【一部新規】

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業

⑨延長保育事業【一部新規】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する事業

⑩病児保育事業

病気の児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業

⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【一部新規】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【一部新規】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業

一部、子育て世帯臨時特例給付金を巡って、費用対効果が弱い、非効率であるとの意見が出され、給付の継続に対して反対も多かったものの、協議題については、委員から特に異論はなかった。

2. 公定価格単価表（案）が示される

～子ども・子育て会議（第22回）、基準検討部会（第26回）合同会議～

2月5日、子ども・子育て会議（第22回）、基準検討部会（第26回）合同会議が開催され、

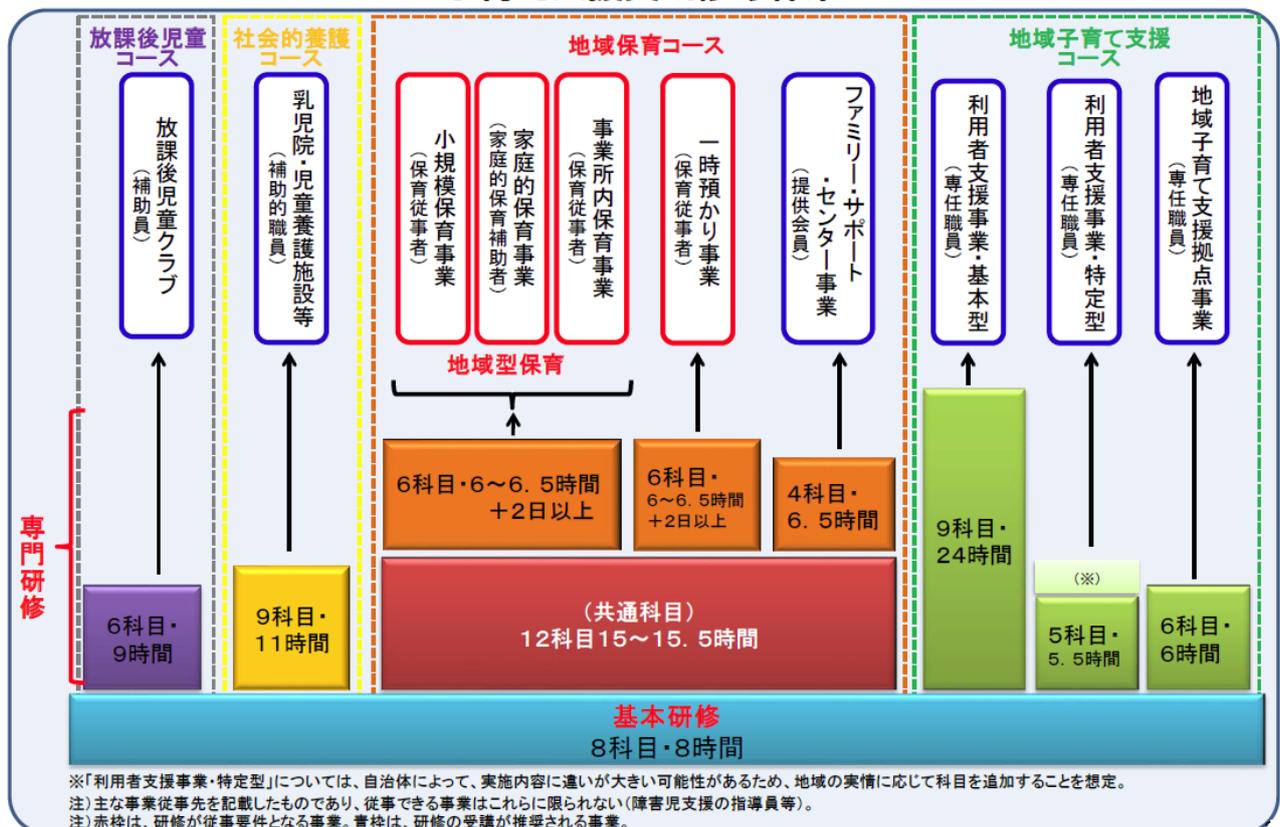
- (1) 「子育て支援員」研修について
- (2) 公定価格について

それぞれ事務局から説明があった。

- (1) 「子育て支援員」研修について

「子育て支援員」研修については、放課後児童コース・社会的養護コース・地域保育コース・地域子育て支援コースと、それぞれの従事する事業ごとに研修体系を設けることとした。

子育て支援員研修の体系



子育て支援員研修受講後は、フォローアップ研修や現任研修を設け、受講を推奨するなど、研修後のフォローについても体制を整えるほか、子育て支援員のキャリアアップとして保育士資格の取得についても今後検討されることとなっており、これらの説明に対して委員からは特段異論はなかった。

(2) 公定価格について

公定価格については、前回の議論で示された、

- ①2つの施設が合併し、園長が2人になる新幼保連携型認定こども園における園長の 人件費については、2人分給付される経過措置（最長5年間）を設ける。
- ②少人数の1号定員を設定する認定こども園について、1号認定固有の加算を設ける。
- ③大規模園が利用定員の算定上限により加配を受けられず減収となることを避けるため、定員規模の算定上限数を変更する。
- ④国家公務員給与改定に伴い、処遇改善加算とは別に、これまでの公定価格から更に約3%上乘せする。

ことを除いて加算項目も含めて昨年5月に示された公定価格の仮単価と同内容となった。

委員からは、今後子ども・子育て支援新制度が実施されるにあたり、新制度を評価・検証し、より良い仕組みへ昇華させていくことが重要であるとの意見が多く出された。

事業者ごとの仮計算においても現状より高い価格が示されていることから、一部の委員から反対意見が出されたが、公定価格単価表(案)についてはおおむね合意を得た。

次回は3月19日に開催され、とりまとめが行われる予定。

当日資料は、以下の内閣府ホームページに掲載されている。

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/kodomo_kosodate/k_22/index.html

3. 技能実習への介護分野を追加する場合の要件、留学生の介護福祉士資格取得後の在留資格の付与について取りまとめ

～厚生労働省 外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会「中間まとめ」～

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会（座長：根本 嘉昭 神奈川県立保健福祉大学名誉教授）は、これまで議論してきた論点について「中間まとめ」として意見をとりまとめ、2月4日、公表した。

（厚生労働省HPに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000073035.html>）

「日本再興戦略」改定2014（平成26年6月24日閣議決定）において定められた技能実習制度への介護職種の追加に向けた制度設計等の考え方及び外国人留学生が介護福祉士資格を取得した場合の在留資格の付与について、

- ① 技能実習制度へ介護分野の追加について、技能実習制度本体の見直しと合わせて講ずるべき具体的な方策を整理し、追加に関する「様々な懸念に対し適切に対応できることを確認した上で、新たな技能実習制度の施行と同時に職種追加を行うことが適当」であること
- ② 介護福祉士養成施設に留学し、介護福祉士資格を取得した外国人に対して、「専門的・技術的分野」の一つとして就労できる在留資格を付与することとする意見をとりまとめたもの。

取りまとめにあたって、1月23日(金)に第6回、同26日(月)に第7回の検討会が開催され、中間まとめの内容、特に技能実習制度への介護分野の追加に関する事項について議論された。

(1) 日本語能力要件について

第6回検討会においては、厚生労働省より示された「中間まとめ(案)」に対し、入国時の要件とする日本語能力、監理団体による監理の徹底について意見があった。日本語能力については、中間まとめ(案)において、具体的な要件として「日本語能力検定「N3」程度を基本としつつ、業務の段階的な習得に応じ、各年の業務の到達水準との関係等を踏まえ、適切に設定する必要がある」とされていた。これに対して、全国老人福祉施設協議会からは、入国段階では「N4」程度を要件とすることが適当であり、技能実習第2号(2年目の実習)移行段階では、「N3」程度を要件とすることが提案された。

この提案について、全国経営協・武居副会長(平田直之委員代理)が、「現場からは、N4程度の日本語能力では、業務の指示がきちんと通らないとの話を聞いており、(入国時N4とすることには)懸念がある」と指摘したほか、平川博之委員(全国老人保健施設協会 副会長)は、入国時の要件をN4程度に下げるのであれば、受け入れる(施設)側が大変になる。私たちに実習生を支えるという姿勢がより求められる、と指摘した。

また、平川則男委員(日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長)は、「技能実習制度において、コミュニケーション能力が不十分な方を無理に入れることが理解できない。日本語能力が足りないまま入ってきてもこぼれ落ちる方が多く出ることを懸念する」と述べ、慎重な対応を求めた。

一方、入国時には日本語能力検定N4程度とすることを支持する意見として、北浦委員(日本生産性本部参事)から1年目は自律的なコミュニケーションを求められるわけではないとの意見があったほか、日本介護福祉士会からは、1年目は必ず他の職員がついているということを考えれば、N3でなくてもよいのではないかと、白井委員(東京福祉専門学校教務主任)からはEPAによる受け入れの資格を取得して定着するという目的とは違い、自国に戻って介護を広げてもらうことが制度の主旨であり、受け入れ機関によるOJT体制、日本語学習支援の担保がされることを前提とした上で、1年目はN3までは求めずに、入国時はN4必須とする要件でもよいのではないかと、との意見があった。

こうした第6回検討会の議論を受けて、第7回検討会では日本語能力要件に関する記述が「日本語能力試験「N3」程度を基本」としたうえで、1年目(入国時)は「N4」程度を要件とし、2年目に移行(実習継続)する要件として「N3」程度を要件とする、との内容に修正されて提案された。

(2) 監理団体による管理の徹底について

第6回検討会において平川則男委員がこれまでの技能実習制度で不適切な運営、監理が繰り返されてきた事実を指摘し、制度本体の見直しにおいても具体的な姿が不明であり、中間まとめ案の内容では不十分であるとして、反対する考えを示した。

また、今後の対応についても、「新たな技能実習制度の施行と同時に」とされた点について、新しい技能実習制度の実施後に、その運営において懸念が払拭されていることを確認した上で追加するのでなければ、適切な仕組みにならないとの意見を述べた。

第7回検討会では、これらの意見を反映し両論併記とする形とされた。

こうした議論を経て、第7回検討会では、趣旨を明確にするための加筆、言葉の修正をしたうえで「中間まとめ」を取りまとめ公表することが座長に一任された。

なお、同検討会では他に「EPAの更なる活用方策について」が検討テーマとして残されており、次回以降議論される予定となっている。次回の開催は未定。

4. 「地域医療介護総合確保基金」を充てて実施する事業について（介護分） 事業量調査実施中

本紙「経営協情報No.50」でお伝えした、厚生労働省による平成27年度予算における「地域医療介護総合確保基金」による介護分野に係る実施事業についての都道府県に対する事業量の調査が、2月20日を締め切りとして実施されている。

平成27年度に実施する介護施設等の整備、介護人材確保に係る事業について、基金による交付金の配分を決定するための調査。

特に、介護従事者確保に係る事業については、多様なメニューが提示され、都道府県単位での事業のほか、市町村単位での取り組みや個々の事業者における取り組みに活用することが可能となっている。

各事業者、各団体等において平成27年度に介護従事者確保に係る事業等を予定している場合は、各市町村、都道府県と協議し、基金による交付金の活用を検討いただきたい。

具体的な調査内容は以下のページに掲載されている「介護保険最新情報 Vol.413」を参照いただきたい。

http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryoku/kaigohoken/kaigoZenpan/kaigoZenpan010/jouhou_413.html

会員法人の皆様

本会ホームページをご活用ください！

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

会員法人情報公開ページを開設

法人の社会への情報公開のツールとして、ぜひ、法人情報公開ページをご活用ください。自法人のホームページがなくても無料でインターネット上に情報公開ができます（法人概要、公益的取組等の実施状況、事業報告、財務諸表、監査報告書など）。もちろん、法人の既存ホームページへのリンクも可能です。

（ホームページ右の「会員法人情報公開ページ」をクリック）

WEB経営診断

会員法人が自ら法人の現状把握と経営課題の抽出、改善への取り組みに向けて、手軽にホームページ上にて、無料で経営診断できるツールです。

「チェックリスト」「組織風土診断」「財務分析」の3つを利用いただけます。

（ホームページ左の「WEB経営診断」のロゴマークをクリック）

<「経営協情報」送付先>

- ・ 電子メールによる直接配信をご希望された全国経営協会員法人
- ・ 全国経営協 協議員・監事・相談役
- ・ 都道府県経営協の正副会長、事務局
- ・ 全国社会福祉法人経営青年会 会員(メールニュース配信希望者のみ)